

第5章 計画の推進、評価、見直し

1 計画の推進

県民、医療機関、県などの関係者は、それぞれ以下のような役割を持って、計画を推進する。

(1) 県民

県民は、がんに関する正しい知識を持ち、日常生活において自らがんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、がん検診を積極的に受診すること等により、がんを早期に発見し、速やかに治療を受けるよう努める。

(2) 医療機関等

ア がん診療連携拠点病院

地域におけるがん診療の中核として、高度かつ専門的ながん診療を行うとともに、他のがん診療を行う医療機関等との連携体制の構築や医療従事者への研修により、患者がどこに住んでいても質の高いがん医療が受けられるよう、がん医療の均てん化を図る。

また、相談支援センターにおいて、がん患者及びその家族に対する情報提供や相談支援などにより、患者・家族の不安を取り除くよう努める。

イ 専門的ながん診療を行う医療機関

がん診療連携拠点病院と役割分担・連携しながら、がんの専門的診療を提供する。必要に応じて、在宅医療へ円滑に移行できるよう、標準的ながん診療を行う医療機関との連携体制の構築を図る。

ウ 一般的ながん診療を行う医療機関

一般的ながん医療を提供するほか、治療を終えた患者が望む場合には、調剤薬局や訪問看護ステーション等と連携しながら、在宅医療を提供する。

エ 一般診療所、歯科診療所、緩和ケア病棟を有する病院、療養病棟を有する病院、調剤薬局、訪問看護ステーション、介護施設等

がん診療連携拠点病院、専門的ながん診療を行う医療機関又は一般的ながん診療を行う医療機関と連携しながら、患者の在宅療養を支援する。

(3) 検診機関

がん検診の精度管理の向上や効果的な検診手法の導入に努めるとともに、検診受診率の向上及びがん予防のための啓発に努める。

(4) 事業者、医療保険者等

がんの予防やがんの早期発見の重要性を認識し、従業員の生活習慣の改善及びがん検診の受診促進に努める。

事業者は、雇用する従業員が、がんに罹患した時には、働きながら治療を受け、療養することができ、また、雇用する従業員の家族が、がんに罹患した時は、従業員が働きながらその家族を看護することができるよう必要な環境の整備に努める。

(5) 大学

専門的にがん診療を行う医師等を養成する大学院のプログラムの推進など教育内容の充実を図るとともに、基礎研究や臨床研究の一層の推進を図る。

(6) 行政機関

ア 県

拠点病院、市町など関係機関と連携しながら、石川県医療計画推進委員会及びがん医療対策部会において計画の推進を図るとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。

イ 市町

住民のがん予防の推進、生活習慣改善の取組を行うとともに、住民へのがん検診の普及啓発や精度管理、事業評価等を行う。

2 計画の評価

数値目標の達成状況を毎年評価するとともに、評価結果を踏まえて、具体的な施策に反映させる。

3 計画の見直し

少なくとも6年ごとに検討を加え、必要があると認めるときには見直す。